

岩手の自然と岩手の技術で岩手のエコライフ

岩手型住宅の建設を応援します！

住みたい岩手の家づくり促進事業

建築住宅課

県産材を使った省エネ住宅の新築・増改築に対して、住宅ローンの利子額の一部を助成します！

平成22年8月1日以降に着工した住宅について

平成22年9月6日(月)から申請受付中！

※ 第1期分(平成22年4月1日～7月31日着工分)も継続して申請を受け付けます。

住みたい岩手の家づくり促進事業とは？

一定の省エネルギー性能を有し、一定量以上の県産材を使用した木造住宅の新築・増改築を行う場合に、住宅ローンの利子額の一部を助成する事業です。

対象となる住宅

一定の
省エネ基準
適合住宅



県産材
使用

※ 木造在来(軸組)工法の住宅を対象とします。

一定の省エネ基準とは？

新築住宅の場合は、次世代省エネ基準相当の省エネ性能(住宅版エコポイントと同様)を満たした住宅です。(増改築の場合は、増改築部分の開口部及び壁が一定の断熱性能を有すると認められるものとします。)

県産材をどれくらい使えばいいの？

県産材を10㎡以上(増改築の場合は、0.1㎡/㎡以上)使用するものを対象とします。

助成額は？

〈新築〉 県産材10㎡以上使用の場合 ⇒ 最大20万円

〈増改築〉 増改築面積1㎡につき県産材0.1㎡以上使用 ⇒ 最大10万円

いずれも、金融機関からの借入れ額(建物分のみ)の1.0%が助成額となります。

例 / 金融機関からの借入額 2,000万円 ⇒ 助成額20万円
1,000万円 ⇒ 助成額10万円

※ 新築で県産材を20㎡以上使用の場合は、上記の額にさらに10万円を追加で交付！！



国の住宅版エコポイントも併用可能！最大30万ポイント！

※ 市町村において独自の補助があり、併用可能なものもあります。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせ下さい。

さらに今なら住宅ローン減税などの優遇制度も充実！！

岩手県

お問い合わせ

県土整備部建築住宅課 電話 019-629-5934

★申し込みができる方

申し込みができる方は、

- 県内に、自ら居住するために
- 金融機関からの建設資金の貸付けを受けて
- 対象となる住宅の新築又は増改築をする方 です。

★申請の対象住宅

■ 平成22年9月5日まで

平成22年4月1日～7月31日までに着工した住宅で、平成23年3月31日までに事業が完了するもの



■ 平成22年9月6日以降

平成22年4月1日以降に着工した住宅で、平成23年3月31日までに事業が完了するもの

※ 申請受付期間：予算枠に達するまで

★申請書受付場所

県庁県土整備部建築住宅課に郵送又は持参により申請して下さい。

★対象となる新築住宅又は増改築工事

【対象となる新築住宅】

- ① 木造在来(軸組)工法であること。
- ② 延べ面積が75㎡以上の一戸建て住宅(二世帯住宅を含む。)であること。
(併用住宅の場合は、住宅部分が75㎡以上であること。)
- ③ 次世代省エネ基準相当の省エネ性能を満たすこと。
- ④ 県産材を10㎡以上使用するものであること。
- ⑤ 建設現場を見学会などのPRの場に提供すること。
- ⑥ 県内に本店を置く建築業者が施工するものであること。
- ⑦ 平成22年4月1日以降に着工し、平成23年3月31日までに工事が完了するものであること。

【県産材の定義】

原則として、岩手県産材認証推進協議会が行う、『「県産材」の産地証明制度』により「県産材」として証明されたものとします。

【対象となる増改築工事】

- ① 建築確認を受けて行う増改築工事であること。
- ② 増改築部分の構造を木造とすること。
- ③ 増改築工事を行う部分について、一定の省エネルギー性能を満たすこと。
- ④ 県産材を、増改築工事を行う部分1㎡当たり0.1㎡以上使用すること。
- ⑤～⑦は、新築住宅の場合と同じ。

★申請時に必要な添付書類

申請時には、県で定める申請書等に加えて、次の書類を添付していただきます。

【新築住宅の場合】

- ① 金融機関との金銭消費貸借契約書の写し(※住宅が完成してから契約を結ぶ場合等は代替書類でも可)
- ② 建築業者との工事請負契約書の写し
- ③ 建築確認済証及び建築確認申請書(図面を除く。)の写し
- ④ 省エネ基準を満たしていることを証する書類(以下のいずれかの書類。)
・ 設計住宅性能評価書(省エネルギー対策等級4のものに限る)の写し
・ 長期優良住宅建築等計画認定通知書の写し
・ 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証の写し
・ 住宅事業建築主基準に係る適合証(住宅省エネラベル)の写し
・ フラット35S適合証明書(省エネルギー性に該当するもの)の写し
・ エコポイント対象住宅証明書の写し

【増改築の場合】

- ①～③までは新築の場合と同じ
- ④ 改修等の内容が分かる図面等
- ⑤ 増改築部分が一定の省エネルギー性能を満たしていることを証する書類
⇒ 県が定めた様式に、開口部の種類や断熱材の種類・厚さを記入していただきます。

